

四科目入試認定試験（平成30年3月2日施行）

刑事訴訟法 試験問題

【問題】

以下の〔事例〕を読み、〔設問〕に答えなさい。

〔事例〕

- 1 甲警察署所属の司法警察職員 P 警部補らは、平成 29 年 8 月 10 日に覚せい剤取締法違反（使用）の被疑事実で逮捕した A から、甲県甲市内に居住する X（女性、51 歳）が、自宅で覚醒剤を恒常的に密売しており、自分も X から覚醒剤をこの 2 か月間に数回購入したことがある旨の供述を得た。
- 2 その後の捜査により、X には覚醒剤譲渡しの罪の前科があることが判明し、服役後、同人が再び覚醒剤の密売に関わっているとの嫌疑が固まったことから、P は、X の自宅の捜索をして、犯罪の証拠物を差し押さえようと考え、同年 8 月 25 日午前、X を被疑者とする、覚せい剤取締法違反（営利の目的で、みだりに、平成 28 年 7 月 30 日午後 7 時ころ、甲県甲市内において、A に対し、覚醒剤約 0.4 グラムを代金 2 万円で譲り渡したことを内容とする。）の容疑に基づき、捜索すべき場所を X 宅（甲市内にある乙マンションの 3 階にあり、X 名義で賃借している。間取りは 2DK、広さは約 55 平方メートルである。また、X は内縁の夫 B〔48 歳〕と同居していることが判明している。）、差し押さえるべき物を「覚醒剤、覚醒剤計量器具類、覚醒剤分包紙袋類、覚醒剤取引関係文書、手帳、メモ類、携帯電話及び付属の充電器等」、有効期間を 7 日とする捜索差押許可状の発付を受けた上、甲警察署所属の司法警察職員である Q 巡査部長、R 巡査ら 5 名の警察官とともに、X 宅に赴いた。
- 3 P らは、乙マンション 1 階にある管理人室で、事情を説明して X 宅の玄関扉の合い鍵を借り受けると、それを持って、同日午後 3 時 10 分すぎ、階段を上がって X 宅に向かった。X 宅の玄関前に到着すると、廊下に面した玄関扉横のガラス窓が少し開いており、室内からテレビの大きな音が聞こえてきたため、P は、X、B のいずれか又は両名が在室しているものと判断し、ドアチャイムやインターホンで来訪を知らせることなく、直ちに、上記合い鍵で玄関扉の錠を開けて、Q らとともに X 宅内に入った。
P らが各部屋の状況を点検したところ、X 宅にいたのは、リビングルームのソファに座り、T シャツ、G パンを着用した姿でテレビを観ていた B ひとりだけで、室内に X の姿はなかった。同日午後 3 時 15 分ころ、捜索実施の態勢が整ったことを確認した P は、B を立会人として処分を実施することとして、同人に対し、上記捜索差押許可状を提示した。

- 4 PらがX宅内に入った時、Bは、自分の膝の上に、男物とみられるポストンバッグを置いた状態で上記ソファに座っていたので、Pらは、約30分間、再三にわたり同バッグを渡すように求めたが、Bはこれに応じず、同バッグを両腕で抱え込んでしまった。もはや説得は困難だとみたPの指示により、同日午後3時48分ころ、QがBを羽交い締めにする一方、Rが力任せに同バッグの持ち手の部分を引っ張り、ようやくBから同バッグを取り上げることに成功した。Pがその中身を搜索すると、覚醒剤様の白色粉末が入ったビニール袋2袋（重量を計ると、合わせて180.3グラムであった。）が入っていた。
- 5 上記白色粉末について、Bの承諾を得て、試薬を用いて簡易試験を実施したところ、覚醒剤の反応を示したことから、Pは、同日午後3時58分、Bを覚醒剤営利目的所持の現行犯人として逮捕し、次いで逮捕に伴う令状によらない搜索を実施した後、上記覚醒剤（白色粉末）とそれが入っていたビニール袋、上記ポストンバッグ等を差し押さえた。

〔設問〕

以下の問題にすべて答えなさい。なお、本件搜索差押許可状は適法に発付され、有効であるものとする。

1. 項目3の搜索の適法性について論じなさい。
2. 項目4の搜索の適法性について論じなさい。